

# 兵庫県公報

平成20年9月2日 火曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

規 則	ページ
麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則(障害福祉課).....	1

## 公布された法令のあらまし

●麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則(規則第60号)

麻薬及び向精神薬取締法及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院者の費用徴収に係る国の認定基準の一部改正等に伴い、費用徴収を行う基準となる所得税の額を改め、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている場合等に費用徴収を行わないものとする等、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則

## 規 則

麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月2日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第60号

麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

(麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則の一部改正)

第1条 麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則(昭和39年兵庫県規則第82号)の一部を次のように改正する。

第11条中「法第59条の4」を「知事は、法第59条の4」に、「より徴収する費用の額(以下「費用徴収額」という。)は、月額によつて決定するものとし、その額は、当該を「基づき、」に、「支払義務者」を「これらの者を「支払義務者」に、「)の)を「)から、当該措置入院者の入院に要する費用(以下「費用」という。)を月額により徴収するものとし、その額は、支払義務者の属する」に、「1,500,000円」を「1,470,000円」に改め、同条ただし書を削る。

第12条の見出し中「費用徴収額」を「費用の徴収額」に改め、同条第1項中「1,500,000円」を「1,470,000円」に改め、「措置入院者の入院に要する」を削り、「費用徴収額」を「費用の徴収額」に改め、同条第2項及び同項の算式中「費用徴収額」を「費用の徴収額」に改め、同条第3項中「よる保護」の右に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付」を加える。

第13条の見出し中「費用徴収額」を「費用の徴収額」に改め、同条中「第11条及び前条」を「前2条」に、「費用徴収額」を「費用の徴収額」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項中「費用徴収額」を「費用の徴収額」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の一部改正)

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則(昭和40年兵庫県規則第98号)の一部を次の

ように改正する。

第8条第2項及び第3項中「1,500,000円」を「1,470,000円」に改め、同条第4項の算式中「徴収月額」を「徴収額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 知事は、措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合には、費用の徴収を行わないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の麻薬及び向精神薬の取締りに関する手続等を定める規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する手続を定める規則の規定は、平成19年分以降の所得税について適用し、平成18年分以前の所得税については、なお従前の例による。